

特定証券情報

【表紙】

【公表書類】

特定証券情報

【公表日】

2023年 1 月27日

【発行者の名称】

エヴィクサー株式会社
(Evixar Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長CEO 瀧川 淳

【本店の所在の場所】

東京都中央区新川一丁目17番22号

【電話番号】

03-5542-5855

【事務連絡者氏名】

執行役員CFO 渡辺 真次郎

【担当J-Adviserの名称】

株式会社アイ・アール ジャパン

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 北村 雄一郎

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

【電話番号】

03-3519-6720

【有価証券の種類】

普通株式

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】

76, 440, 000円

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【公表されるホームページのアドレス】

エヴィクサー株式会社
<https://www.evixar.com/>

株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第二部【企業情報】 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、株式会社東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 株式会社東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【証券情報】

第 1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1 【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	140,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2023年1月27日開催の取締役会決議によっております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】

形態	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当による特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘	140,000	76,440,000	38,220,000
計(総発行株式)	140,000	76,440,000	38,220,000

(注) 後記割当予定先に対する第三者割当の方法により特定投資家向け取得勧誘(以下、「本取得勧誘」という。)を行います。

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	払込期間
546	273	100	—	自 2023年2月13日(月) 至 2023年2月15日(水)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 当社から独立した第三者評価機関であるあいわAdvisory株式会社に対して当社株式の価値算定を依頼したうえで、あいわAdvisory株式会社より、当社株式の価値算定書を取得しております。あいわAdvisory株式会社による当社株式の価値算定の結果は、当社の事業計画を基にDCF法により算出いただきました。算定結果は、1株当たり422円～520円でありました。本算定結果及び本第三者割当増資における複数の割当候補先との協議を踏まえ、当社の業績並びに現状の国内外の金融市場及び国内株式市場の市況等を総合的に勘案し、1株546円を本第三者割当増資における1株当たりの払込金額としております。本金額につきましては、「公正な価額(時価)」としての合理性が認められると考えており、割当予定先にとって特に有利な金額ではないと判断しております。また、法律事務所ZeLo・外国法共同事業による意見書において、「本件株式発行の払込金額は「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」(会社法第199条第3項)に該当せず、本件株式発行は有利発行に該当しない。そのため本件株式発行にあたり、株主総会による特別決議は不要である。」との見解を得ております。なお、当社と法律事務所ZeLo・外国法共同事業との間には記載すべき利害関係はありません。このような判断等に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当増資について十分に討議、検討を行い、当社取締役全員の賛成により本第三者割当増資の実施について決議いたしました。なお、本第三者割当増資の決定プロセスについては、当社の監査等委員会より、本第三者割当増資に係る発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況並びに国内株式市場の市況等を考慮したうえで、割当予定先との協議・交渉を

通じて決定されていることから、合理性が認められる旨の意見をいただいております。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は273円（増加する資本準備金の額の総額38,220,000円）と決定いたしました。
4. 本取得勧誘の申込み及び払込みの方法は、後記「（3）【申込取扱場所】」へ申込みに係る書類を提出することとし、払込期間内に申込株数に基づく払込金額を後記「（4）【払込取扱場所】」に記載の当社指定の銀行口座へ振り込むことといたします。
5. 本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱います。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

（3）【申込取扱場所】

申込取扱場所	所在地
エヴィクサー株式会社	東京都中央区新川一丁目17番22号 松井ビル1階

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 深川支店	東京都江東区富岡一丁目6番4号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

（1）【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

（2）【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

（1）【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

（2）【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

（3）【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
76,440,000	2,000,000	74,440,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額は、アドバイザーへの手数料、弁護士費用、登記費用、その他諸費用であります。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

新規発行等の手取金である差引手取概算額74,440千円は、引続き、優秀な人材を確保するための採用、当社及び当社サービス等の認知度向上のためのプロモーション、「HELLO! MOVIE」方式の国際展開及びそれに対応したセキュリティ強化、一般市場への上場に向けた準備費用その他運転資金に充当する予定であります。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	支払予定時期
	2023年12月期
人件費（採用費を含む。）	10,000
プロモーション	12,000
業務環境セキュリティ強化	9,000
海外展開	12,000
運転資金（一般市場への上場準備費用を含む。）	31,400
計	74,400

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 【割当予定先の実態】

当社は、当社の現状と課題及び当社の事業内容や事業計画について十分にご理解いただけること並びに当社の経営の独立性が確保されること等を割当予定先の選定方針として複数の割当予定先候補との接触を重ね、検討を行ってまいりました。割当予定先の概要及び選定理由は、以下に記載のとおりであります。

なお、当社は、割当予定先について、当社の「反社会的勢力排除規程」等に基づき、反社チェック・システム「RISK EYES」（ソーシャルワイヤー株式会社）によって調査を行った結果、反社会的勢力との関係を有している事実を確認されませんでした。さらに当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

氏名又は名称	株式会社インプリート
割当株式数	140,000株
選定理由	株式会社インプリートの創業者である河本恭一氏は、従前、当社の取引先における担当取締役であったことから、当社の技術及び事業内容等に深い理解と知見を有しているとともに、事業会社数社の事業責任者として、長年、ICT分野における新規事業開発及びプロダクト・ソリューション開発の豊富な経験と実績を有しており、当社の今後の事業展開においてご助言又はご支援をいただける可能性があることから、同社を割当予定先として選定いたしました。
当社との関係	当社との取引関係はありません。また、当社の関連当事者との取引もありません。

(2) 【割当予定先の保有方針】

当社は、割当予定先から当社株式を中長期的に保有する意向又は方針である旨を口頭にて確認しております。

2 【株券又は新株予約権証券の継続所有】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

当社普通株式は2021年12月22日に株式会社東京証券取引所が運営するTOKYO PRO Marketへ上場しております。上場株式に係る第三者割当増資につきましては、実務上、一般的に日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」への準拠が求められるところ、同指針においては、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされており、また、「ただし書により払込金額が決定されるときには、発行会社に対し、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由を適切に開示するよう要請する。」とされております。

当社普通株式が上場しております東京証券取引所TOKYO PRO Marketは特定投資家等を対象とした株式市場であるという特性を有しており、いわゆる一般市場に比して当該市場における流動性は極めて低く、不特定多数の市場参加者により市場価格が形成されているとは言い難い実態にあります。当社普通株式につきましても、上場日である2021年12月22日に売買高100株、1株1,200円にて初値が付されて以降、市場価格は形成されておらず、日本証券業協会の前記指針における「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）」が存在しないとともに、「当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった」としても市場価格が存在せず、「公正な価額（時価）」を直接的に市場価格に求めることができない状況にあります。

かかる状況において、「公正な価額（時価）」の把握にあたっては、前記のとおり、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける流動性の実態並びに当社普通株式の取引実態に鑑み、非上場会社に準じた対応、すなわち、会社法の条文及び趣旨並びに判例及び判旨に基づき、「新株の消化可能性等の諸事情を総合し、旧株主の利益と会社が有利な資本調達を実現するという利益との調和を求める中において、客観的資料に基づき、合理的な算定方法によって発行価額を決定する」ことが求められるものと判断しております。

具体的な「公正な価額（時価）」の算定にあたっては、当社から独立した第三者評価機関であるあいわAdvisory株式会社に対して当社株式の価値算定を依頼したうえで、あいわAdvisory株式会社より、当社株式の価値算定書を取得しております。あいわAdvisory株式会社による当社株式の価値算定は、当社の事業計画を基にDCF法により算出いただきました。算定結果は、1株当たり422円～520円でありました。本算定結果及び本第三者割当増資における複数の割当候補先との協議を踏まえ、当社の業績並びに現状の国内外の金融市場及び国内株式市場の市況等を総合的に勘案し、1株546円を本第三者割当増資における1株当たりの払込金額としております。本金額につきましては、「公正な価額（時価）」としての合理性が認められると考えており、割当予定先にとって特に有利な金額ではないと判断しております。また、法律事務所ZeLo・外国法共同事業による意見書において、「本件株式発行の払込金額は「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」（会社法第199条第3項）に該当せず、本件株式発行は有利発行に該当しない。そのため本件株式発行にあたり、株主総会による特別決議は不要である。」との見解を得ております。なお、当社と法律事務所ZeLo・外国法共同事業との間には記載すべき利害関係はありません。

このような判断等に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当増資について十分に討議、検討を行い、当社取締役全員の賛成により本第三者割当増資の実施について決議いたしました。

なお、本第三者割当増資の決定プロセスについては、当社の監査等委員会より、本第三者割当増資に係る発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況並びに国内株式市場の市況等を考慮したうえで、割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていることから、合理性が認められる旨の意見をいただいております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の株 式総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
株式会社多喜川カンパニー	東京都豊島区上池袋一丁目37番22号	950,000	35.03	950,000	33.31
瀧川 淳	東京都豊島区	499,900	18.43	499,900	17.53
株式会社リコー	東京都大田区中馬込一丁目3番6号	200,000	7.37	200,000	7.01
山科 誠	神奈川県逗子市	175,000	6.45	175,000	6.14
西河 洋一	東京都練馬区	150,000	5.53	150,000	5.26
株式会社インプリント	東京都江戸川区一之江八丁目10番16号	—	—	140,000	4.91
株式会社ディーネット	大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番11号	100,000	3.68	100,000	3.51
株式会社ユーティマネジメント	東京都港区六本木二丁目2番7号	100,000	3.68	100,000	3.51
NIPPON GAO GROUP LIMITED	1F, No.2, Ln 300, Fn-Yuan Street, Song-Shan District, Taipei 105, Taiwan	100,000	3.68	100,000	3.51
ウェストリバー株式会社	東京都練馬区関町東1丁目11番2号	83,300	3.07	83,300	2.92
計	—	2,358,200	86.96	2,498,200	87.60

(注) 小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

会社の概況及び事業の概況等証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条第2項第1号ハ及びニに掲げる事項については、以下に掲げる情報を参照してください。

1 【発行者情報】

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS05105/ca657748/5d4b/4a8f/850a/85620375dc5c/20220330174002553s.pdf>

（公表日：2022年3月31日）

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS05105/c25b0a57/f6ae/48cc/a9b6/d61495e9e657/20220930155734121s.pdf>

（公表日：2022年9月30日）

2 【参考情報の補完情報】

参照情報としての発行者情報に記載された「事業等のリスク」について、発行者情報の公表日以後本特定証券情報公表日（2023年1月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該発行者情報には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本特定証券情報公表日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

なお、本取得勧誘の申込み前に、発行者に係る決算短信の開示等が行われた場合には、特定投資家向け取得勧誘を行う者において、投資家が当該開示等の内容を踏まえた上で申込みを行うか否か、その意向を確認するものいたします。

第二部 【特別情報】

第 1 【有価証券の様式】

該当事項はありません。

第 2 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。